

働き方改革の推進(その2)

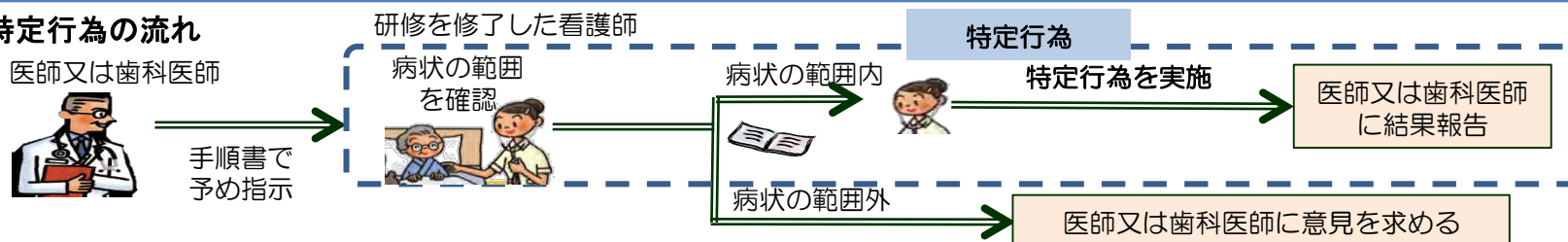
1. 働き方改革の推進に係る現状等について
2. 医師事務作業補助体制加算について
3. 手術・処置の時間外等加算について
4. 医療機関における薬剤師業務に係る評価について
5. 特定行為研修修了者の活用について
6. 看護職員の処遇改善と負担軽減について
7. ICTの活用について
8. 地域医療体制確保加算について
9. 論点

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

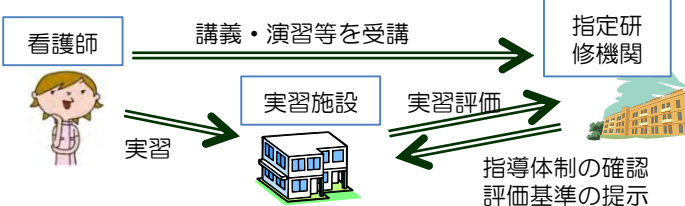
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容(平成31年4月～)

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するもの の向上を図るための研修		「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を 図るための研修	
共通科目の内容	時間数	特定行為区分(例)	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	30	呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
臨床推論(講義、演習、実習)	45	創傷管理関連	34
フィジカルアセスメント (講義、演習、実習)	45	創部ドレーン管理関連	5
臨床薬理学(講義、演習)	45	栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連	16
疾病・臨床病態概論 (講義、演習)	40	感染に係る薬剤投与関連	29
医療安全学、特定行為実践 (講義、演習、実習)	45		
合計	250		

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

特定行為及び特定行為区分(21区分38行為)

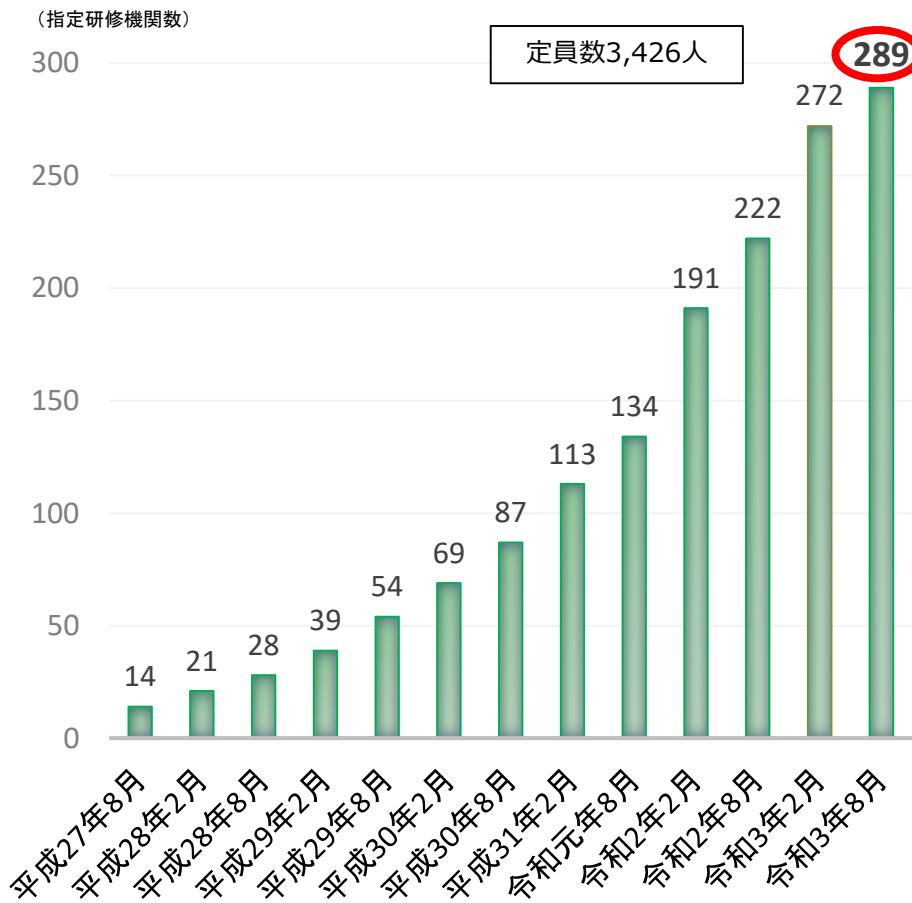
特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
人工呼吸器からの離脱	
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為区分	特定行為
創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時的投与
	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

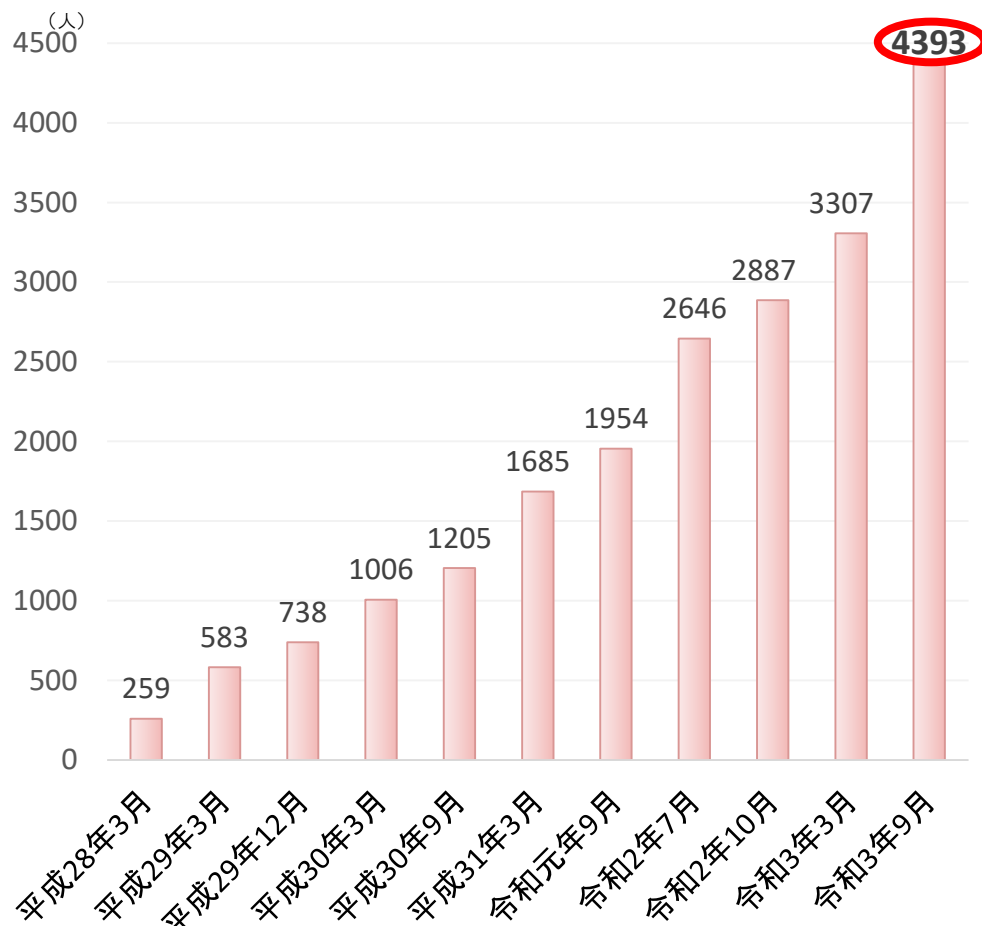
特定行為に係る看護師の研修制度 指定研修機関数・研修修了者の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和3年8月現在で289機関である。
- これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は3,426人（令和3年8月現在）となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和3年9月現在で4,393名である。

■指定研修機関数の推移

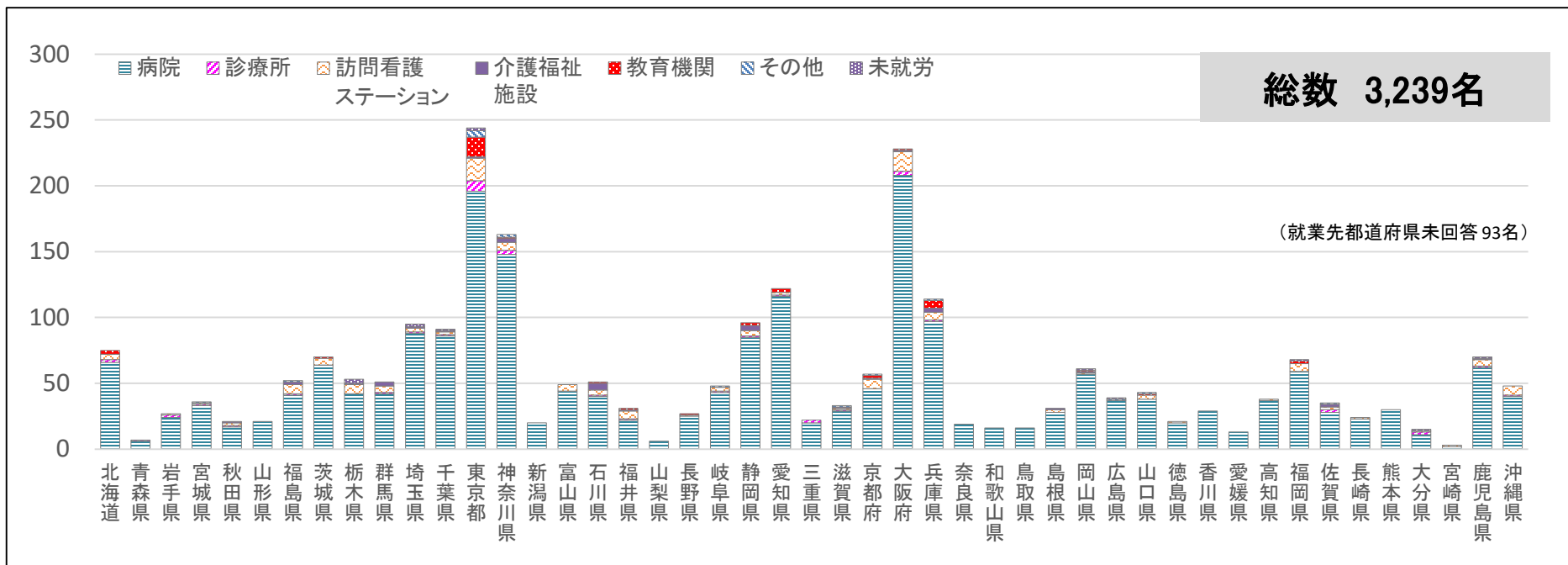


■研修修了者数の推移

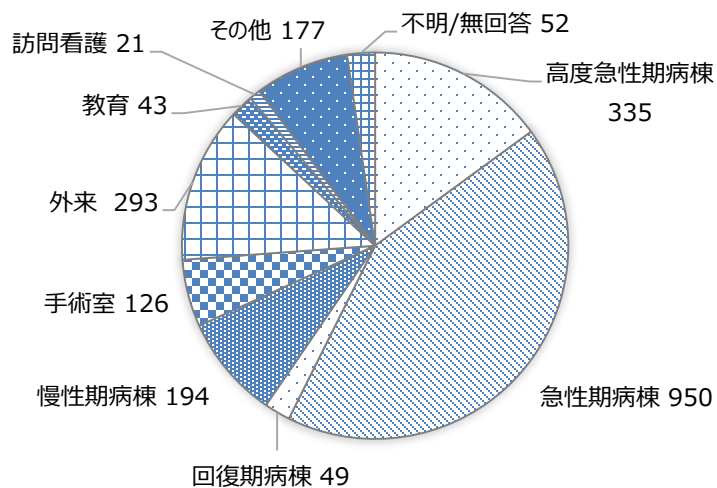


(看護課調べ)

都道府県別 特定行為研修修了者就業状況



病院に就業する修了者の活動場所



【就業場所別修了者数】

就業場所	割合	人数
病院	69.2%	2,240
診療所	1.2%	40
訪問看護ステーション	4.5%	145
介護福祉施設	1.0%	34
教育機関	1.3%	41
その他	0.5%	16
未就労	0.5%	16
不明	21.8%	707
総数	100%	3,239名

出典:「令和3年度厚生労働省委託事業「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業」(令和3年8月時点)

診療報酬(平成30年度改定)における特定行為研修の評価

評価項目	特定行為研修において該当する区分
<p>■ B001 糖尿病合併症管理料 糖尿病足病変ハイリスク要因を有する入院中の患者以外の患者であって、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた場合で医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月に1回に限り算定する。 糖尿病合併症管理料の要件である「適切な研修」</p>	<p>以下の2区分とも修了した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 創傷管理関連 ○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
<p>■ B001 糖尿病透析予防指導管理料 糖尿病の患者であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。 糖尿病透析予防指導管理料の看護師の要件である「適切な研修」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
<p>■ C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料 重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の要件である「所定の研修」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 創傷管理関連
<p>■ A301 特定集中治療室管理料1及び2 1回の入院について、当該治療室に入院させた連続する期間1回に限り算定できる。対象となる患者は、次に掲げる状態にあつて、医師が特定集中治療室管理が必要であると認めた者。 ア 意識障害又は昏睡 イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ウ 急性心不全（心筋梗塞含む） エ 急性薬物中毒 オ ショック カ 重篤な代謝障害 キ 広範囲熱傷 ク 大手術後 ケ 救急蘇生後 コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態 特定集中治療室管理料1及び2の施設基準で求める「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修」</p>	<p>以下の8区分をすべて修了した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ○ 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ○ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 ○ 循環動態に係る薬剤投与関連 ○ 術後疼痛関連 ○ 循環器関連 ○ 精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連

診療報酬(令和2年度改定)における特定行為研修の評価

評価項目	特定行為研修において該当する区分
<p>■ A200 総合入院体制加算 病院の医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること ア～ウ、オ（略）エ「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」には次に挙げる項目のうち少なくとも3項目以上を含んでいること。（イ）～（ニ）、（ハ）、（ト）（略） （ホ）特定行為研修修了者である看護師の複数名配置及び活用による医師の負担軽減 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する計画の項目の1つ</p>	<p>○特定行為研修修了者である看護師</p> <p>特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修のうち、いずれの区分であっても該当する。また、領域別パッケージ研修も該当する。</p>
<p>■ L010 麻酔管理料Ⅱ 担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施しても差し支えないものとする。また、この場合において、麻酔前後の診察を行った担当医師又は麻酔科標榜医は、当該診察の内容を当該看護師に共有すること。 麻酔管理料Ⅱの要件である「適切な研修」</p>	<p>以下のいずれかの研修を修了した看護師</p> <p>①術中麻酔管理領域（パッケージ研修） ②以下の6区分をすべて修了した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・動脈血液ガス分析関連 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・術後疼痛管理関連 ・循環動態に係る薬剤投与関連
<p>■ C300 特定保険医療材料 在宅における特定保険医療材料の追加 在宅医療において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日には訪問看護ステーション等の看護師等が当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合は、使用した薬剤の費用については薬剤料、特定保険医療材料の費用については特定保険医療材料により、当該保険医療機関において算定する。</p> <p>011 膀胱瘻用カテーテル 012 交換用胃瘻カテーテル （1）胃留置型①バンパー型 ア ガイドワイヤーあり ガイドワイヤーなし ②バルーン型 （2）小腸留置 ①バンパー型 ②一般型 013 局所陰圧閉鎖処置用材料 014 陰圧創傷治療用カートリッジ</p>	<p>特定保険医療材料の算定に関連する特定行為</p> <p>①ろう孔管理関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 ・膀胱ろうカテーテルの交換 <p>②創傷管理関連区分のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創傷に対する陰圧閉鎖療法

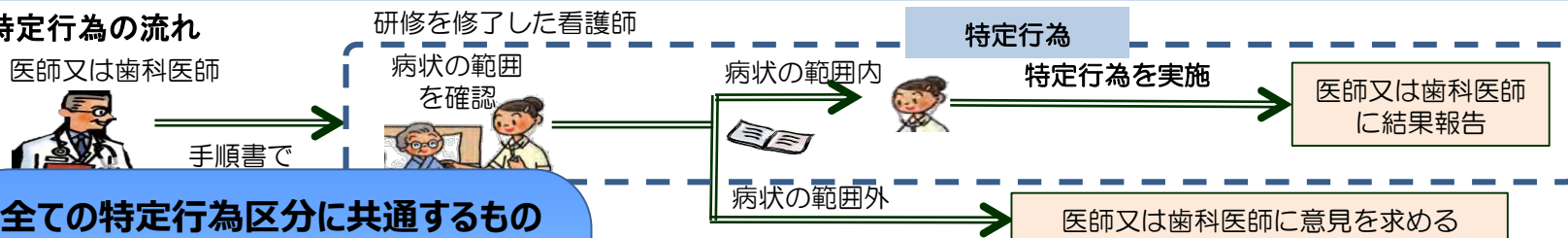
特定行為に係る看護師の研修制度の概要

再掲

1. 目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



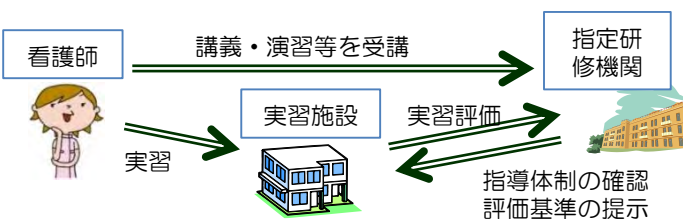
全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修として、臨床病態生理学や臨床推論等の「共通科目」の受講が必要となっており、更に、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修として、「区分別科目」の受講が必要となっている。

4. 研修の内容 (平成31年4月～)

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するもの の向上を図るための研修	
共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学 (講義、演習)	30
臨床推論 (講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント (講義、演習、実習)	45
臨床薬理学 (講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論 (講義、演習)	40
医療安全学、特定行為実践 (講義、演習、実習)	45
合計	250

「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上 を図るための研修	
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29
※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。 ※1区分ごとに受講可能。	

② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



施設基準に係る研修についての整理①

- 以下の加算の施設基準に係る研修について、認定看護分野、専門看護分野と関連する特定行為区分は以下の通り。
- 特定行為研修は、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修として、臨床病態生理学や臨床推論等の「共通科目」の受講が必要となっており、更に、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修として、「区分別科目」の受講が必要となっている。

項目		研修に関する施設基準	認定看護分野	専門看護分野	特定行為区分
A230-4	精神科リエゾンチーム加算	<p>ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間であって、修了証が交付されるもの）。</p> <p>イ 精神看護関連領域に係る専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。</p> <p>ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものである。</p> <p>(イ) 精神看護関連領域に必要な理論及び保健医療福祉制度等の概要</p> <p>(ロ) 精神症状の病因・病態、治療</p> <p>(ハ) 精神看護関連領域における倫理的課題と対応方法</p> <p>(ニ) 精神看護関連領域に関するアセスメントと援助技術</p> <p>(ホ) 患者・家族の支援、関係調整</p> <p>(ヘ) ケアの連携体制の構築（他職種・他機関との連携、社会資源の活用）</p> <p>(ト) ストレスマネジメント</p> <p>(チ) コンサルテーション方法</p> <p>エ 実習により、事例に基づくアセスメントと精神看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。</p>	・認知症看護	<p>・老年看護</p> <p>・精神看護</p>	・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
A233-2	栄養サポートチーム加算	<p>ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40 時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。</p> <p>イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。</p> <p>(イ) 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）</p> <p>(ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導</p> <p>(ハ) 経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘</p> <p>(ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得</p> <p>(ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング</p> <p>(ヘ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導</p> <p>(ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング</p> <p>(チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解</p> <p>(リ) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応</p> <p>(ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出</p> <p>(ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導</p> <p>(ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導</p>	・摂食嚥下障害看護		<p>・栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連</p> <p>・栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連</p> <p>・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連</p>

施設基準に係る研修についての整理②

項目		研修に関する施設基準	認定看護分野	専門看護分野	特定行為区分
A236	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	<p>ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、褥瘡管理者として業務を実施する上で必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600 時間以上の研修</p> <p>イ 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修</p>	・皮膚・排泄ケア		・創傷管理関連
A242	呼吸ケアチーム加算	<p>ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。 (600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの)</p> <p>イ 呼吸ケアに必要な専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。</p> <p>ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものであること。</p> <p>(イ) 呼吸ケアに必要な看護理論及び医療制度等の概要</p> <p>(ロ) 呼吸機能障害の病態生理及びその治療</p> <p>(ハ) 呼吸ケアに関するアセスメント（呼吸機能、循環機能、脳・神経機能、栄養・代謝機能、免疫機能、感覚・運動機能、痛み、検査等）</p> <p>(ニ) 患者及び家族の心理・社会的アセスメントとケア</p> <p>(ホ) 呼吸ケアに関する看護技術（気道管理、酸素療法、人工呼吸管理、呼吸リハビリテーション等）</p> <p>(ヘ) 安全管理（医療機器の知識と安全対策、感染防止と対策等）</p> <p>(ト) 呼吸ケアのための組織的取組とチームアプローチ</p> <p>(チ) 呼吸ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント</p> <p>(リ) コンサルテーション方法</p> <p>エ 実習により、事例に基づくアセスメントと呼吸機能障害を有する患者への看護実践</p>	<p>・救急看護・集中ケア／クリティカルケア (2021年度以降統合)</p> <p>・新生児集中ケア</p> <p>・小児救急看護／小児プライマリケア</p> <p>・慢性呼吸器疾患看護／呼吸器疾患看護</p>	・急性・重症患者看護	<p>・呼吸器(気道確保に係るもの)関連</p> <p>・呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連</p>

特定行為研修修了者の活用に係る課題（小括）

（特定行為研修修了者の活用に係る評価について）

- 医師の働き方改革を推進する観点から、特定行為研修修了者である看護師の配置及び活用の評価について充実が図られてきている。
- 特定行為研修を行う指定研修機関及び特定行為研修修了者は、年々増加しており、約7割が病院で就業している。
- 病院に就業する特定行為研修修了者の活動場所は、急性期病棟が最も多く、次いで高度急性期病棟であった。
- 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修として、臨床病態生理学や臨床推論等の「共通科目」の受講が必要となっており、更に、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修として、「区分別科目」の受講が必要となっている。